

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

周南市老人デイサービスセンター条例（平成15年周南市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成26年改正前介護保険法」という。）に規定する介護予防通所介護」を削り、同条第2項第2号中「、平成26年改正前介護保険法の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費」を削る。

第10条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第11条第2項中「第6項」を「第5項」に改め、同条第3項中「第8項」を「第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市老人デイサービスセンター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(事業及び利用者)</p> <p>第4条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地域密着型通所介護及び第1号通所事業並びに<u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成26年改正前介護保険法」という。)</u>に規定する<u>介護予防通所介護</u>(以下「地域密着型通所介護等」という。)に関する事。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法の規定による地域密着型介護サービス費又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費、<u>平成26年改正前介護保険法の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費</u>の支給に係る者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(事業及び利用者)</p> <p>第4条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地域密着型通所介護及び第1号通所事業(以下「地域密着型通所介護等」という。)に関する事。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法の規定による地域密着型介護サービス費又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者</p> <p>(3) (略)</p>

現行	改正案
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 第4条第1項第2号に規定する介護予防通所介護に係る利用料金の額は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に定めるところにより算定した額とする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(市長による直営)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により自らセンターを管理することとなったときは、前条第2項から<u>第6項</u>までに定める利用料金の額を使用料として、センターを利用した者から徴収する。</p>	<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(市長による直営)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により自らセンターを管理することとなったときは、前条第2項から<u>第5項</u>までに定める利用料金の額を使用料として、センターを利用した者から徴収する。</p>

現行	改正案
3 市長は、前条第8項の例により、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。	3 市長は、前条第7項の例により、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。